

Vol.2 令和8年7月作成

「災関」ってなあに？！

- ### 【実施できる条件は？】

- つまりは、

「今すぐ対策
しないと危ない場所」
限定の制度

今回の場合は、林野火災の影響で土砂が崩れやすく、また、保水力を失った山から、大雨によって発生が懸念される土石流を食い止めるため、避難所がある場所の上流側の沢へコンクリートで堰(せき)をつくります！

「災関」実施箇所の選定経緯は？

ステップ1

令和7年3月9日の鎮圧宣言直後から飛行機を飛ばして火災範囲の状況写真を撮影しました。これに衛星画像や既存の航空測量データなどと照らし合わせながら火災のあった概ねの範囲を抽出していきました。

ステップ2

航空写真では判断がつかなかった部分は、山林へ人員を派遣し、延焼状況調査を実施して被害範囲を確定させました。

ステップ3

火災被害のあった「土砂災害警戒区域」のうち、下流側に避難所などがある箇所、すぐに工事の着工が可能と判断した3箇所で新設堰堤を、2箇所で既存堰堤の土砂除去と補強を実施することとしました。

疑問？

それじゃ、災関を実施しない
ところはどうなるの？

大丈夫です。

「災関」が実施されなかった避難所を有する「土砂災害警戒区域」については引き続き林野火災の影響による土砂災害が発生する危険性などを再整理し、**対策工の必要性について今後も検討を進めていくこととしています。**

1 航空写真による被災範囲の確認



通常の航空写真

+ (プラス)
レーザーによる
航空写真

2 人による被災境界の確認



被災範囲

焼け止まり



火災により樹木や地表の草が燃えて地表があらわになっていることがわかります。

火災により樹木や地表の草が燃えて地表があらわになっていることがわかります。

3 保全対象施設の確認



合足地区の例

合足地域防災コミュニティセンター(避難所)

携帯・スマートフォン
からはこちら



【次回】
「災関事業どこで
やってる?!」
をお送りいたします。

